

令和 元 年度 政 務 活 動 費 支 出 整 理 簿

会 派 名 新 緑 ・ 無 所 属 の 会

氏 名 山 名 文 世

項 目	事 務 所 費		支 出 内 容
費 目	賃 借 料		
整理番号	月 日	支出額 (円)	
1	5 / 21	30,000	事務所家賃 (2019年5月分)
2	6 / 24	30,000	事務所家賃 (2019年6月分)
3	7 / 19	30,000	事務所家賃 (2019年7月分)
4	8 / 21	30,000	事務所家賃 (2019年8月分)
5	9 / 20	30,000	事務所家賃 (2019年9月分)
6	10 / 25	30,000	事務所家賃 (2019年10月分)
7	11 / 25	30,000	事務所家賃 (2019年11月分)
8	12 / 17	30,000	事務所家賃 (2019年12月分)
9	1 / 21	30,000	事務所家賃 (2020年1月分)
10	2 / 25	30,000	事務所家賃 (2020年2月分)
11	3 / 19	30,000	事務所家賃 (2020年3月分)
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
小 計		330,000	備 考
合 計		330,000	

※案分による支出の場合は、案分率等を支出内容欄に記入してください。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項 目	事務所費	費 目	賃借料	整理番号	1
-----	------	-----	-----	------	---

領収書等添付欄

領 収 証						
2019年 5月 21日				No. 14		
使用 者	山 名 文 世 殿					
金 額	9	5	0	0	0	0
使用の日時	月	日	午 前	時	分 从	
	月	日	午 前	時	分 至	
摘 要	家賃 5月分					
上記の通り領収致しました						係
一般財団法人 三八地方労働福祉会館						[Redacted]
八戸市柏崎六丁目30番5号 TEL 44-2046 FAX 44-2047						

※ 領収書の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

別記

第1号様式 (第5条、第8条関係)

No. 2

領収書等貼付用紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	2
領収書等貼付欄					
<b>領 収 証</b>					
2019年6月24日 No. 26					
使用者	山名文世 殿				
金額	7 3 0 0 0 0				
使用の日時	月 日 午後 時 分から 月 日 午後 時 分まで				
摘要	家賃 6A'5				
	係 <input type="checkbox"/>				
上記の通り領収致しました					
一般財団法人 三八地方労働福祉会館					
八戸市柏崎六丁目30番5号 TEL 44-2046 FAX 44-2047					

※ 領収書の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	事務所費	費目	賃貸料	整理番号	3
領収書等貼付欄					

領 収 証

2019 年 7 月 19 日 No. 37

使用 者	山名文世 殿					
金 額						
	7	3	0	0	0	0
使用の日時	月	日	午後	時	分から	
	月	日	午後	時	分まで	
摘 要	家賃7月分					

上記の通り領収致しました

一般財団法人 三八地方労働福祉会館

八戸市柏崎六丁目30番5号  
TEL 44-2046  
FAX 44-2047

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項 目	事務所費	費 目	賃貸料	整理番号	4
領 収 書 等 貼 付 欄					

領 収 証

2019年8月21日 No. 2

使 用 者	山 名 文 世 殿				
金 額	7	3	0	0	0
使用の日時	月	日	午後	時	分から
	月	日	午後	時	分まで
摘 要	家賃8月分				

係
---

上記の通り領収致しました

一般財団法人 三八地方労働福祉会館

八戸市柏崎六丁目30番5号  
 TEL 44-2046  
 FAX 44-2047

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領収書等貼付用紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	5
領収書等貼付欄					

領 収 証

2019年 9 月 20 日 No. 19

使用 者	山 名 文 世 殿				
金 額	4	3	0	0	0
使用の日時	月	日	午後	時	分から
	月	日	午後	時	分まで
摘 要	家賃 9月分				

係	●
---	---

上記の通り領収致しました

一般財団法人 三八地方労働福祉会館

八戸市柏崎六丁目30番5号  
TEL 44-2046  
FAX 44-2047

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	6
領収書等貼付欄					

領 収 証						
2019年10月25日				No. 32		
使用者	山名文世					殿
金額	7	3	0	0	0	0
使用の日時	月	日	午後	時	分から	
	月	日	午後	時	分まで	
摘要	家賃10月分					
上記の通り領収致しました						係
一般財団法人 三八地方労働福祉会館						
八戸市柏崎六丁目30番5号						
TEL 44-2046						
FAX 44-2047						

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領収書等貼付用紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	7
領収書等貼付欄					

### 領 収 証

2019年 11月 25日 No. 47

使用者	山名文世 殿					
金額	9	3	0	0	0	0
使用の日時	月	日	午後	時	分から	
	月	日	午後	時	分まで	
摘要	字復11A×6					

上記の通り領収致しました

一般財団法人 三八地方労働福祉会館



八戸市柏崎六丁目30番5号  
TEL 44-2046  
FAX 44-2047

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。



領 収 書 等 貼 付 用 紙


項 目	事務所費	費 目	賃借料	整理番号	8
領 収 書 等 貼 付 欄					

領 収 証						
2019年12月17日				No. 12		
使用 者	山名文世					殿
金 額		7	3	0	0	0
使用の日時	月	日	午後	時	分から	
	月	日	午後	時	分まで	
摘 要	家賃 12月分					
						係
上記の通り領収致しました						
一般財団法人 三八地方労働福祉会館						
八戸市柏崎六丁目30番5号						
TEL 44-2046						
FAX 44-2047						

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙



項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	9
領収書等貼付欄					

領 収 証						
2020年 / 月 21 日				No. 28		
使用 者	山 名 文 世 殿					
金 額	7	0	0	0	0	0
使用の日時	月	日	午後	時	分から	
	月	日	午後	時	分まで	
摘 要	家賃 1月分					
上記の通り領収致しました						係
一般財団法人 三八地方労働福祉会館						
八戸市柏崎六丁目30番5号						
TEL 44-2046						
FAX 44-2047						

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

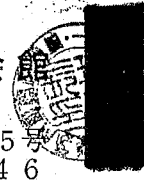
項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	10
領収書等貼付欄					

領 収 証						
2020年 2 月 25 日				No. 58		
使用者	山名文世 殿					
金額	7	3	0	0	0	0
使用の日時	月	日	午後	時	分から	
	月	日	午後	時	分まで	
摘要	字賃 2月分					
上記の通り領収致しました						係
一般財団法人 三八地方労働福祉会館						
八戸市柏崎六丁目30番5号						
TEL 44-2046						
FAX 44-2047						

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	11
領収書等貼付欄					

領 収 証						
2020年3月19日				No. 47		
使用者	山名文世					殿
金額	7	3	0	0	0	0
使用の日時	月	日	午後	時	分から	
	月	日	午後	時	分まで	
摘要	家賃3月分					
上記の通り領収致しました						係
一般財団法人 三八地方労働福祉会						
八戸市柏崎六丁目30番5号						
TEL 44-2046						
FAX 44-2047						

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

# 事務所貸借契約書

締結日：令和元年 5月1日

貸貸人：(一財) 三八地方労働福祉会館

貸借人：八戸市議会議員 山名文世

## 事務所賃貸借契約書

賃貸人 一般財団法人三八地方労働福祉会館を甲とし、<sup>借借人</sup>借借人 八戸市議会議員・山名文世を乙として、末尾記載物件（以下本物件という）を下記条項により契約を締結した。

### 第1条（反社会勢力でないことの確約）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1、自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者、又はその構成員（以下総称して「反社会勢力」という）ではないこと。
- 2、甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう）または、入居者、同居人、連帯保証人が反社会勢力ではないこと。
- 3、反社会勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

### 第2条（使用目的）

乙は本物件を山名文世事務所として使用することを目的として賃貸とした。

したがって住まいの用に供してはならない。

### 第3条（賃貸期間）

賃貸期間は、令和元年5月1日より令和5年4月30日までの4年間とする。

### 第4条（契約の更新）

契約期間満了時、期間内に本契約条項に違反及び異議がない場合、甲、乙、協議の上この契約を更新することができる。契約後の契約条件はその際に定める。

### 第5条（賃料及び共益費）

乙は賃料一ヶ月30,000円也（共益費込み）として借り受け、毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払う。銀行振り込みの場合の振込料は乙の負担とする。

### 第6条（賃料の改定）

本契約4年間は据え置くこととし、その後4年毎に改定する。

ただし、賃料及び共益費が物価、公租公課、地価変動、近隣の同種建物の賃料に比較して不相応となったとき、甲、乙協議の上これを改定することができる。

### 第7条（賃料の発生時期）

乙は本契約締結と同時に当然賃料の支払い義務は発生する。

### 第8条（内装工事）

通常の山名文世事務所としての内装工事は乙が乙として必要とする工事は乙の負担とする。

### 第9条（外装工事）

乙が必要な工事については、甲、乙協議の上その都度定める。

第10条 (ライフライン)

電気、ガス (プロパン)、水道、水栓トイレについては個別にメーターがないため共益費に含めた。

第11条 (駐車スペース及び使用料)

乙の使用する駐車スペースは会館前面部分一台分とし、駐車料については、賃料に含むものとする。

第12条 (立ち入り)

甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

その際乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはできない。

第13条 (契約の消滅)

本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が幻滅した場合、当然に消滅する。

第14条 (免責)

地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

第15条 (協議)

甲及び乙は、本契約書に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第16条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方 (簡易) 裁判所を第1審管轄裁判所とする。

第17条 (管理義務及び費用負担)

甲は建物の公租公課、火災保険料を負担する。

2、乙は本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

3、乙は特にこの物件の火災発生に注意しなければならない。

4、乙は使用方法に原因のある故障については、乙の費用負担で修理しなければならない。

第18条 (原状回復義務)

乙は乙の責めに帰すべき事由でこの物件を破損、毀損、滅失したときは、又は甲に無断でこの物件の現状を変更したときは、乙はこれを現状に回復しなければならない。

第19条 (禁止または、制限される行為)

乙は本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡、転貸、使用賃借及び担保の用に供すること。

2、動物の飼育。

3、重量物の搬入、異臭物、危険物の搬入。

- 4、近隣の迷惑なる行為。
- 5、階段、廊下等の共有部分の占有。

第20条 (契約の解除)

甲は乙が本契約の各条項に違反したときは、催告の上本契約を解除することができる。

第21条 (中途解約)

乙は本契約期間内に乙の都合で中途解約しようとするときは3ヶ月以上の猶予期間をもって通知しなければならない。

第22条 (その他遵守事項)

本契約書の記載事項以外に館内規則の遵守に努めること。

物件の表示

所在地 八戸市柏崎六丁目 [REDACTED]  
名称 [REDACTED]  
賃貸面積 1階2階合計面積 766.76㎡の内  
1階事務所分 約19.8㎡ (約6坪)  
月額賃料 共益費を含め金30,000円也

以上

以上の通り、事務所賃貸借契約合意確認したことを証するため、本書2通を作成し甲乙署名押印の上、甲乙各自その1通を保有する。

令和元年5月1日

貸主 (甲)

〒031-0081

青森県八戸市柏崎六丁目30番5号

一般財団法人 三八地方労働福祉会館  
理事長 間山 正茂



借主 (乙)

〒031-0013

青森県八戸市石手洗字前河原 [REDACTED]

八戸市議会議員 山名 文世

